

工事等の指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 市が行う工事、事務の委託及び物品の購入等（以下「工事等」という。）の指名競争入札又は随意契約に参加する者（以下「指名業者」という。）の指名については、関係法令及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）の規定によるほか、この基準の定めるところによるものとする。

(指名業者の対象)

第2条 指名業者は、原則として財務室が行う競争入札等参加資格審査の結果、有資格者となった者（競争入札等参加資格者名簿に掲載されている者）の中から選定しなければならない。

(指名基準)

第3条 指名業者の選定にあたっては、発注案件ごとに工事等の内容を十分に把握した上で、施工能力及び指名機会の均等化等を考慮しなければならない。

2 工事のうち、土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事の指名業者の選定は、別表に掲げる等級の区分により選定するものとする。

3 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、別表に掲げる等級の区分によらずに指名業者を選定することができる。

(1) 特殊な工事で、当該等級で区分された業者のみでは必要な指名業者数の確保が困難であるとき。

(2) 特別な技術又は機械器具を必要とする工事を施工するとき。

(3) 災害その他の理由により緊急に工事を施工する必要があるとき。

(4) その他特別な理由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(指名基準の留意事項)

第4条 指名業者の選定にあたっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 工事等の経歴からして、良好な施工又は履行が期待できるものであること。

(2) 有資格者の配置を必要とする工事等においては、当該工事等を施工又は履行するに足りる有資格者が確保できると認められること。

(3) 指名機会の均等化を考慮し、その回数が適切であること。

(4) 工事等の手持ちの状況、発注しようとする工事等の契約高等を総合的に勘案して施工又は履行に余裕があるものであること。

(5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は指名しないこと。

(6) 競争入札等参加資格者名簿に登載後において、その登載要件を欠くものでないこと。

(指名業者数)

第5条 指名業者の数は、工事等の設計金額（契約予定金額）の区分に応じ、次の各号の定めるところによる。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 500万円未満 5者

(2) 500万円以上5,000万円未満 7者

(3) 5,000万円以上1億5,000万円未満 8者

(4) 1億5,000万円以上5億円未満 10者

(5) 5億円以上 12者

附 則

この基準は、昭和58年8月21日から施行する。

附 則

この基準は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 7 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 1 年 4 月 3 0 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 1 年 8 月 1 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 3 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 4 年 5 月 3 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 7 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 8 年 1 月 5 日から施行し、同日以降に発注する工事等から適用する。

附 則

この基準は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に発注する工事等から適用する。

附 則

この基準は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

工種	等級		発注標準	
	等級	点数	標準範囲	市内業者等の特例範囲
土木一式工事	A	1, 150点以上		2,500万円以上 2億円未満
	B	830点以上	1億5,000万円以上	2,000万円以上
		1, 149点以下	2億円未満	1億5,000万円未満
	C	740点以上	8,000万円以上	1,500万円以上
		829点以下	1億5,000万円未満	8,000万円未満
	D	650点以上	4,000万円以上	1,000万円以上
		739点以下	8,000万円未満	4,000万円未満
	E	610点以上	2,500万円以上	1,000万円未満及び
649点以下		4,000万円未満	1,000万円以上 2,500万円未満	
F	500点以上	1,000万円以上	1,000万円未満	
	609点以下	2,500万円未満		
G	499点以下	1,000万円未満		
建築一式工事	A	1, 150点以上		2,000万円以上
	B	780点以上	1億円以上	1,000万円以上
		1, 149点以下	3億円未満	1億円未満
	C	650点以上	5,000万円以上	1,000万円未満及び
		779点以下	1億円未満	1,000万円以上 5,000万円未満
	D	540点以上	2,000万円以上	1,000万円未満及び
649点以下		5,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	
E	539点以下	1,000万円未満		
舗装工事	A	900点以上	5,000万円以上	1,000万円以上
			1億5,000万円未満	5,000万円未満
	B	540点以上	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満及び
899点以下		5,000万円未満	5,000万円以上 1億5,000万円未満	
C	539点以下	1,000万円未満		

(備考)

- 「市内業者等の特例範囲」とは、市内業者（明石市内に本店を置き、かつその本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者）及び準市内業者（明石市内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者）を標準範囲以外に選定できる範囲をいう。
- 契約予定金額が8,000万円以上の場合は、原則として特定建設業の許可を受けている者とする。
- 上記以外の工種については、必要に応じて経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値により参加資格を定める。
- 特殊な工事、高度な技術を要する工事については、別途参加資格を定めるものとする。
- 上記3工種についても、「発注標準」はあくまで標準とし、参加資格は個々の入札案件ごとに必要に応じて定める。